



三重県公報

平成31年3月26日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-2（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
	三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	2
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	3
	三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	4
	三重県人事委員会規則12-4（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	8
	三重県人事委員会規則12-9（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	9
	三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	10
人事委・教育委規則			
1	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	12

人事委規則

三重県人事委員会は、職員~~の給与に関する条例~~（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一二（職員~~の給与の支給に関する規則~~）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一二（職員~~の給与の支給に関する規則~~）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一二（職員~~の給与の支給に関する規則~~）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The text describes the calculation of wages based on working hours and days off, with specific amendments to the number of days counted.

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員~~の特殊勤務手当に関する条例~~（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一四（職員~~の特殊勤務手当に関する規則~~）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一四（職員~~の特殊勤務手当に関する規則~~）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一四（職員~~の特殊勤務手当に関する規則~~）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The text describes the amendment to the special duty allowance regulations, specifically regarding the application of certain provisions.

	十八年改正給与条例」という。)附則第八項の規定(平成二十七年改正給与条例附則第八項により読み替えて適用する場合を含む。)又は平成十八年改正給与条例附則第九項若しくは第十項の規定(三重県人事委員会規則七十七三(平成二十七年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則)第六条の規定により読み替えられた三重県人事委員会規則七十六四(平成十八年改正給与条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則)第四条又は第五条の適用を受ける場合を含む。)による給料の額との合計額」とする。
--	---

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一(第二条関係)				別表第一(第二条関係)			
組織	職	区分		組織	職	区分	
知事 部局	本庁 (略)	(略)	(略)	知事 部局	本庁 (略)	(略)	(略)
	ひとづくり政策総括監				ひとづくり政策総括監		
	コンプライアンス総括監				コンプライアンス総括監		
	医療政策総括監				医療政策総括監		
	へき地医療総括監				へき地医療総括監		
	首都圏営業拠点運営総括監				首都圏営業拠点運営総括監		
	市町連携総括監				市町連携総括監		
	工事検査総括監				工事検査総括監		
	参事				参事		
	(略)		(略)		(略)		(略)
	課長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の	十種			課長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の	十種	

		職にあつては、職の区分が八種及び十一种と定められているものを除く。) 担当課長(人事委員会が別に定めるものに限る。) 検査監 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 看護師確保対策監 子ども虐待対策・里親制度推進監 人権監 消費生活監 R D F・広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 M I C E誘致推進監 建設企画監 建築審査監 会計支援監	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		職にあつては、職の区分が八種及び十一种と定められているものを除く。) 担当課長(人事委員会が別に定めるものに限る。) 検査監 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 へき地医療総括監 人権・危機管理監 看護師確保対策監 子ども虐待対策・里親制度推進監 人権監 消費生活監 R D F・広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 M I C E誘致推進監 建設企画監 建築審査監 会計支援監	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員への給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五(等級別基準職務に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十七五(等級別基準職務に関する規則)の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十七五(等級別基準職務に関する規則)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表（第二条関係）

イ 行政職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局、議会事務局、監査委員会事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	6級	1から3まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 看護師確保対策監 子ども虐待対策・里親制度推進監 人権監 消費生活監 R D F ・ 広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 M I C E 誘致推進監 建設企画監 建築審査監 検査監 会計支援監 三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号。以下「行政組織規則」という。）第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監

別表（第二条関係）

イ 行政職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局、議会事務局、監査委員会事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	6級	1から3まで	担当課長 専門監 担当室長 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 看護師確保対策監 子ども虐待対策・里親制度推進監 人権監 消費生活監 R D F ・ 広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 M I C E 誘致推進監 建設企画監 建築審査監 検査監 会計支援監 三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号。以下「行政組織規則」という。）第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監

		政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）			政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	
		(略)			(略)	
7 級	1 及び 2	行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長 危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 首都圏営業拠点運営総括監 市町連携総括監 工事検査総括監 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）		7 級	1 及び 2	行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長 危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 市町連携総括監 工事検査総括監 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）
	3	担当課長（困難な業務を行うものに限る。）		3	担当課長（困難な業務を行うものに限る。） コンビナート防災監	

		<p>検査監（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>会計支援監（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副校長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副館長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>担当室長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>市町教育支援・人事監（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>書記長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>局長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p>			<p>検査監（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>会計支援監（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副校長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副館長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>担当室長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>市町教育支援・人事監（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>書記長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>局長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		
口～く	(略)		

(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		
口～く	(略)		

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
本庁		本庁	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	危機管理統括監 部長 局長 参事 副部長 危機管理副統括監 次長 担当次長 危機管理地域統括監 ひとつくり政策総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営総括監 市町連携総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副参事 専門監 検査監 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 看護師確保対策監 子ども虐待対策・里親制度推進監 人権監 消費生活監 R D F・広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 M I C E誘致推進監 建設企画監 建築審査監 部の人事を担当する班長、主幹、主査、主任、主事及び技師 戦略企画部秘書課で知事及び副知事の秘書を担当する班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部総務課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師 総務部法務・文書課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。）	知事部局	危機管理統括監 部長 局長 参事 副部長 危機管理副統括監 次長 担当次長 危機管理地域統括監 ひとつくり政策総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営総括監 市町連携総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副参事 専門監 検査監 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 看護師確保対策監 子ども虐待対策・里親制度推進監 人権監 消費生活監 R D F・広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 M I C E誘致推進監 建設企画監 建築審査監 部の人事を担当する班長、主幹、主査、主任、主事及び技師 戦略企画部秘書課で知事及び副知事の秘書を担当する班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部総務課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師 総務部法務・文書課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。）

	主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師 総務部財政課班長、主幹及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹又は主査（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）
(略)	(略)

別表第二（第二条関係）

地域機関等

機 関	職
(略)	(略)
児童相談所	所長 副参事
(略)	(略)
保健環境研究所	所長 室長 精度管理監 総括研究員 副参事
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

	のに限る。） 総務部人事課班長、主幹、主査、主任、主事及び技師（人事、給与制度及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹又は主査（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）
(略)	(略)

別表第二（第二条関係）

地域機関等

機 関	職
(略)	(略)
児童相談所	所長 副所長 副参事
(略)	(略)
保健環境研究所	所長 副所長 精度管理監 総括研究員 副参事
(略)	(略)

三重県人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、<u>一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。）</u>第八条第二項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「学校職員給与条例」という。）第十一条第一項の規定により標準号給数（給与条例第八条第三項に規定する人事委員会規則又は学校職員給与条例第十一条第二項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、<u>勤労手当の成績率は任命権者が定める率を適用する</u></p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、<u>次</u>の各号に定めるところによるものとする。</p>

<p>ものとする。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>一 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。）第八条第二項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「学校職員給与条例」という。）第十一条第一項の規定により標準号給数（給与条例第八条第三項に規定する人事委員会規則又は学校職員給与条例第十一条第二項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、勤勉手当の成績率は任命権者が定める率を適用するものとする。</p> <p>二 一般の派遣職員に、給与条例附則第十九項又は学校職員給与条例附則第十二項の規定及びこれらの規定により給与が減せられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</p> <p>4～8 (略)</p>
------------------------------	---

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二三一二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二三一二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二三一二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条の二 (略)</p> <p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第六条の二の二 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第八条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第六条の二の三 任命権者は、職員(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一に掲げる事業に従事する職員(給与条例第十七条の規定により管理職手当を支給される職にある職員及び同法第四十一条第一号の事業に従事する職員を除く。)を除く。以下この条において同じ。)に時間外勤</p>	<p>第六条の二 (略)</p>

務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する所属以外の所属に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の（1）及び（2）に定める時間

（1）一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間

（2）一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する所属が次号に規定する所属からこの号に規定する所属となった職員 次の（1）及び（2）に定める時間及び月数

（1）一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

（2）イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が別に定める期間において人事委員会が別に定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が別に定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が別に定める場合も、同様とする。

<p>3 任命権者は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</p>	
<p>4 前三項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第八条 条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第八条 条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第六条の二の三第一項第二号（ハに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

人 事 委 規 則 教 育 委 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十六日

三重県人事委員会委員長	竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長	廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤務一時間当たりの給与額)	(勤務一時間当たりの給与額)
<p>第十七条の三 条例第二十八条の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>第十七条の三 条例第二十八条及び附則第十四項の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分</p>

れ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

一〜四（略）

別表第四（第十一条の二関係）

特別の地域に所在する学校指定表

学 校 名
多気郡大台町立宮川小学校
尾鷲市立賀田小学校
（略）
（略）

備考（略）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

に、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

一〜四（略）

別表第四（第十一条の二関係）

特別の地域に所在する学校指定表

学 校 名
多気郡大台町立宮川小学校
（略）
（略）

備考（略）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>